

木造住宅耐震改修工事補助事業について

お住まいの木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、耐震性を高める耐震改修工事を行うおとする所有者(居住者に限ります。)に対して、耐震改修工事に要した費用の一部を補助する事業です。

補助事業名

奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業

補助対象住宅

- ・ 市内に存する、次のいずれかに該当する一戸建て住宅(専用住宅又は併用住宅(住宅部分が過半を占めるものに限ります。))として使用されており、所有者が現に居住されている住宅が対象です。
 1. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された一戸建て住宅
 2. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された一戸建て住宅であって、平成 17 年 5 月 31 日以前に増築又は改築されたもの
 3. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された一戸建て住宅であって、平成 17 年 6 月 1 日以後に建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 137 条の 2 第 3 号の規定に基づき増築又は改築されたもの
- ・ 建築された時期にかかわらず、木造と異なる構造で、増築等されたものは対象にならない場合があります。
- ・ 補助対象住宅は、在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法の住宅とします。なお、丸太組構法、旧建築基準法第 38 条認定等の住宅は除きます。
- ・ 長屋住宅として申請されたものを切り分けた住宅については、対象外です。
- ・ 賃貸住宅については、対象外です。

《注意》

『既に耐震改修工事中及び耐震改修工事が終わったもの』や『契約されたもの』は補助対象外です。

耐震診断技術者

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の登録を受けている建築士事務所に属する建築士であって、都道府県、協会等が実施する木造住宅耐震診断講習を修了した者をいいます。

交付対象者(申請者)

- ・ 補助対象住宅の所有者(これから所有する者を含み、個人に限ります。)、かつ、居住者が対象となります(これから居住する者を含みます。)
- ・ 補助対象住宅が共有の場合は、共有者全員の合意による代表者を決めて申請してください。

補助金の額等

補助金額と補助限度額は、次の表のとおりです。

事業名	補助内容	補助限度額	所得税の控除
耐震改修工事	耐震診断(注 1)により算出した、住宅全体の上部構造評点(注 2)1.0 未満の住宅を耐震改修工事により 1.0 以上にする場合の耐震改修に要した費用(注 3)の 1/3	500,000 円	所得税の控除があります(注 4)

(注 1) 耐震診断は、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法(時刻歴応答計算法による場合を除きます。)」と同等以上の効力を有する方法に限ります。

※ 耐震診断の方法によっては、実績報告するときに第三者機関の判定書等を求める場合があります。

(注 2) 上部構造評点とは、建物の倒壊する危険性を判定する評点です。なお、評点の判定は右表によります。

上部構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	倒壊する可能性が低い
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い

(注 3) 耐震改修に要した費用

- ・ 筋かい、構造用合板等による壁の補強
- ・ 構造用合板、火打ち土台等による床の補強
- ・ 柱、筋かいと土台との補強金物の取り替え、新設等

(注 4) 所得税控除の要件、内容、申請期間は、奈良税務署でご確認ください

募集件数 **3 件**

募集期間

- ・ 申請の受付は、令和 8 年 5 月 18 日(月曜日)から令和 8 年 11 月 30 日(月曜日)とします。(なお、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)
- ・ ただし、令和 9 年 2 月 19 日(金曜日)までに耐震改修工事が完了し、実績報告書の提出ができるものに限りします。
- ・ 申請は先着順で受付します。募集件数に達し次第募集を終了しますので、申請を提出される際に募集状況を建築指導課耐震改修促進係までお問い合わせください。

申請方法

- ・ 補助対象住宅 1 棟につき、1 回限りとし、対象者ごとに、1 年度につき 1 回限りとします。
- ・ 申請は、申請書に必要書類を添付し、建築指導課へ持参し提出してください(郵送等は不可)。

必要書類一覧表

	書 類
1	補助金等交付申請書(奈良市補助金等交付規則 第 1 号様式)
2	工事施工者の作成した耐震改修工事費見積書(奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱 第 1 号様式)及び内訳書
3	補助対象住宅の付近見取図
4	補助対象住宅の外観写真(2 面以上)
5	補助対象住宅の建築時期が確認できる書類 ※あるものは、すべて添付してください ① 建物全部事項証明書(法務局交付後 3 ヶ月以内のもの) ② 建築確認通知書、検査済証の写し
6	補助対象住宅の所有者が確認できる書類 ・ 建物全部事項証明書(法務局交付後 3 ヶ月以内のもの) ※ 次に該当する場合は、下記の書類も必要です ■ 所有者が死亡している場合 ・ 相続人全員の同意書 ・ 相続人である事が確認できる書類 ■ 生存している所有者の親子関係者(2親等以内)が申請者となる場合 ・ 親子関係者が確認できる書類 ■ 申請者が対象住宅を購入する場合 ・ 住宅の売買契約書の写し
7	補助対象住宅の居住者であることが確認できる書類 ・ 申請者の住民票(交付後 3 ヶ月以内のもの) ※ 次に該当する場合は、下記の書類も必要です ■ 申請者がこれから居住する場合 ・ 居住することについての誓約書
8	申請者以外に当該住宅の所有者がいる場合 ・ 耐震改修工事をすることについての共有者全員の同意書
9	申請者以外に当該住宅の居住者(申請者と同居の親族を除く)がいる場合 ・ 耐震改修工事をすることについての同意書
10	建築物概要書(奈良市様式)
11	工事計画概要書(奈良市様式)
12	工事工程表
13	既存建築物状況報告書(奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第 2 号様式)
14	耐震診断をした者が耐震診断技術者であることを証する書類の写し

(令和 8 年度)

15	耐震診断、耐震改修工事の計画図書を作成した耐震診断技術者の建築士免許の写し
16	耐震診断技術者が作成した耐震改修前住宅の構造評点が 1.0 未満となる耐震診断結果報告書
17	耐震診断技術者が作成した耐震改修後住宅の構造評点が 1.0 以上となる耐震改修工事の計画書 ・ 耐震改修後住宅の構造評点が 1.0 以上となる耐震診断結果報告書 ・ 耐震改修工事の計画図面等(各資料共)※
18	委任状(申請を代理人に委任する場合)
19	相手方登録申請書(奈良市様式)
20	その他市長が必要と認める書類

※17 耐震改修工事の計画図面等とは、附近見取図兼配置図、各階面積表、各階平面図、各階立面図、断面図、平面詳細図、断面詳細図、展開図、軸組図、部分詳細図、構造図等を示します。

申請に必要な証明書の入手先について

- ・ 建物全部事項証明書
奈良地方法務局(住所:奈良市高畑町 552 電話番号:0742-23-5571)
- ・ 住民票、戸籍謄本等
 - ① 住民票………住所地の市町村
 - ② 戸籍謄本等………本籍地の市町村

お問い合わせ

奈良市役所都市整備部建築指導課耐震改修促進係(奈良市役所中央棟 3 階)

住 所 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

電話番号 0742-34-4750